

発行者情報

- 【表紙】
【公表書類】
【公表日】
【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【担当 J-Adviser の名称】
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
【電話番号】
【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】
- 発行者情報
2022年 6 月 30 日
環境のミカタ株式会社
(KANKYOU NO MIKATA Inc.)
代表取締役社長 渡辺 和良
静岡県焼津市上新田1019番地
054-622-1130 (代表)
取締役管理本部長 青木 克之
宝印刷株式会社
代表取締役社長 堆 誠一郎
東京都豊島区高田三丁目28番8号
<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>
03-3971-3392
東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
環境のミカタ株式会社
<https://kankyounomikata.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第46期中	第44期	第45期
会計期間	自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日	自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日	自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日
売上高 (千円)	1,001,507	1,582,543	1,877,851
経常利益 (千円)	108,561	156,178	265,316
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	69,827	△53,014	△75,521
中間包括利益又は包括利益 (千円)	69,907	△24,895	△59,960
純資産額 (千円)	660,495	662,407	597,266
総資産額 (千円)	3,121,679	2,485,781	3,062,803
1株当たり純資産額 (円)	5,934.37	5,821.92	5,366.27
1株当たり配当額 (円)	—	18,000.00	18,000.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	627.37	△719.47	△763.27
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.1	20.4	19.5
自己資本利益率 (%)	11.1	△8.0	△11.9
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,336	320,823	342,540
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△86,637	△160,703	△165,838
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△68,616	△57,408	36,273
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	560,801	331,744	544,719
従業員数 (名)	116	105	118
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(12)	(14)

(注) 1. 当社は、第46期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標

等となっております。

3. 第46期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第44期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、第44期、第45期及び第46期中間期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 第46期中間期の配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。第44期及び第45期の配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
7. 第45期の連結財務諸表について、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づきそうせい監査法人の監査を、第46期中間期の中間連結財務諸表について、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づきそうせい監査法人の中間監査をそれぞれ受けておりますが、第44期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 2021年12月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。また、第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第44期は60円、第45期は60円となります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)
116 (12)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループの主たる事業は「環境コーディネート事業」であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）発行者の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
97(9)	42.7	5.8	4,242

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社グループの主たる事業は「環境コーディネート事業」であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスに対する政府によるワクチン接種の促進により感染収束の兆しが見え始めたころ、オミクロン株など新たな変異が流行し、依然として感染症の収束時期は見通しが立っておらず、原油高やロシアのウクライナへの軍事進攻による影響等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

廃棄物処理業界におきましては、国内製造業の生産活動の回復につれ、廃棄物の受託量も徐々に増加してまいりました。また、当社の主要地域であります静岡県中部地域に多い食品製造業におきましても、2021年5月頃より生産が本格的な回復を見せており、産業廃棄物受託量に関しては、コロナ前の水準を上回っております。一方で、静岡県焼津市・藤枝市を中心とした飲食店などは、コロナ禍におけるまん延防止等重点措置の再発出等の感染対策の実施により、コロナ前の水準への回復までにはほど遠く、事業用の一般廃棄物の排出に関しては依然として低調な推移となりました。

このような経営環境の下、当社グループは産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬処分業務を主業とし、より厳格なコンプライアンスや適正処理の推進、顧客ニーズに合致する営業活動等により業容の拡大に取り組んでまいりました。また、SDGsの推進が社会全体に広まり、プラスチック新法が2022年4月に施行される等、環境への負荷低減のため、廃棄物の適正処理・リサイクルが以前にも増して求められてきております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,001,507千円、営業利益は115,477千円、経常利益は108,561千円、親会社株主に帰属する中間純利益は69,827千円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは環境コーディネート事業のみであり、その他の事業は開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。また、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、560,801千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は171,336千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益110,225千円、減価償却費83,795千円、法人税等の支払額22,685千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は86,637千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出115,936千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は68,616千円となりました。これは主に短期借入金の減少額15,000千円、長期借入金の返済による支出82,594千円、長期借入れによる収入50,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、(3) 販売実績をご参照ください。
また当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味しております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループの主たる事業は環境コーディネート事業であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略し、サービス区分別に記載しております。

区分の名称	販売高(千円)
廃棄物収集運搬・処分事業	725,918
リサイクル事業	49,305
行政受託事業	123,676
その他の事業	102,607
合計	1,001,507

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2022年4月25日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営をおこなっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及

び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受けた日）
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii. 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii. その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発

行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日（2022年3月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、894,908 千円（前連結会計年度末は、883,630 千円）となり 11,277 千円増加しました。受取手形及び売掛金が前連結会計年度末比 14,442 千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、2,226,771 千円（前連結会計年度末は、2,179,173 千円）となり同 47,598 千円増加しました。建物及び構築物が同 108,543 千円増加し、建設仮勘定が 51,488 千円減少したことが主な要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、624,428 千円（前連結会計年度末は、596,210 千円）となり 28,217 千円増加しました。短期借入金が 15,000 千円減少したものの、買掛金が 16,331 千円、未払法人税等が 23,234 千円増加したことが主な要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、1,836,755 千円（前連結会計年度末は、1,869,327 千円）となり 32,571 千円減少しました。長期借入金が 35,938 千円減少したことが主な要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、660,495 千円（前連結会計年度末は、597,266 千円）となり 63,229 千円増加しました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益 69,827 千円を計上したことが主な要因であります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	240,000	128,700	111,300	111,300	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	240,000	128,700	111,300	111,300	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年12月30日 (注)	110,929	111,300	—	57,000	—	110,916

(注) 株式分割(1:300)によるものであります。

(6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)チューサイマネジメント	静岡県藤枝市前島1-9-34	62,700	56.33
東京中小企業投資育成(株)	東京都渋谷区渋谷3-29-22	22,200	19.95
渡辺 和良	静岡県焼津市	21,600	19.41
阿井 徹	静岡県藤枝市	2,400	2.16
青木 克之	静岡県焼津市	2,400	2.16
計	—	111,300	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 111,300	1,113	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	111,300	—	—
総株主の議決権	—	1,113	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年10月	11月	12月	2022年1月	2月	3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2022年5月30日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の中間連結財務諸表について、そうせい監査法人の中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2022年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	602,064	588,036
受取手形及び売掛金	259,181	273,623
商品及び製品	1,326	2,550
原材料及び貯蔵品	17,067	20,322
その他	5,467	11,859
貸倒引当金	△1,476	△1,484
流動資産合計	883,630	894,908
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 3 643,754	※ 3 752,298
機械装置及び運搬具（純額）	※ 5 233,818	※ 5 225,975
土地	※ 3, ※ 5 918,086	※ 3, ※ 5 918,086
リース資産（純額）	153,758	139,200
建設仮勘定	63,457	11,968
その他	9,665	17,090
有形固定資産合計	※ 1 2,022,542	※ 1 2,064,620
無形固定資産		
のれん	17,248	15,211
その他	24,655	25,403
無形固定資産合計	41,903	40,615
投資その他の資産		
投資有価証券	1,549	1,671
長期貸付金	929	331
繰延税金資産	62,199	67,275
その他	※ 2 51,245	※ 2 53,452
貸倒引当金	△1,195	△1,195
投資その他の資産合計	114,727	121,534
固定資産合計	2,179,173	2,226,771
資産合計	3,062,803	3,121,679

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	89,236	105,567
短期借入金	※4 45,000	※4 30,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 262,408	※3 265,752
リース債務	40,745	37,567
未払法人税等	22,520	45,754
賞与引当金	3,730	3,730
その他	132,569	136,055
流動負債合計	596,210	624,428
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	※3 1,366,630	※3 1,330,692
リース債務	117,529	106,363
退職給付に係る負債	60,619	70,176
資産除去債務	27,342	27,404
役員退職慰労引当金	240,566	245,966
その他	6,639	6,152
固定負債合計	1,869,327	1,836,755
負債合計	2,465,537	2,461,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	57,000	57,000
資本剰余金	181,558	181,558
利益剰余金	358,576	421,725
株主資本合計	597,134	660,283
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	131	212
その他の包括利益累計額合計	131	212
純資産合計	597,266	660,495
負債純資産合計	3,062,803	3,121,679

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)	
売上高	1,001,507	
売上原価	702,814	
売上総利益	298,692	
販売費及び一般管理費	※1	183,214
営業利益	115,477	
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	28	
受取地代家賃	1,200	
助成金収入	300	
為替差益	316	
受取手数料	352	
その他	660	
営業外収益合計	2,860	
営業外費用		
支払利息	8,284	
消費税差額	1,491	
営業外費用合計	9,775	
経常利益	108,561	
特別利益		
固定資産売却益	※2	1,663
特別利益合計	1,663	
税金等調整前中間純利益	110,225	
法人税、住民税及び事業税	45,515	
法人税等調整額	△5,117	
法人税等合計	40,398	
中間純利益	69,827	
親会社株主に帰属する中間純利益	69,827	

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)	
当中間連結会計期間	
(自2021年10月1日	
至2022年3月31日)	
中間純利益	69,827
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	80
その他の包括利益合計	80
中間包括利益	69,907
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	69,907

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	57,000	181,558	358,576	597,134
当中間期変動額				
剰余金の配当			△6,678	△6,678
親会社株主に帰属する中間純利益			69,827	69,827
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	63,149	63,149
当中間期末残高	57,000	181,558	421,725	660,283

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	131	131	597,266
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,678
親会社株主に帰属する中間純利益			69,827
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	80	80	80
当中間期変動額合計	80	80	63,229
当中間期末残高	212	212	660,495

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	110,225
減価償却費	83,795
のれん償却額	2,036
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	9,557
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5,400
賞与引当金の増減額(△は減少)	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	7
受取利息及び受取配当金	△31
支払利息	8,284
固定資産売却損益	△1,663
固定資産除却損	0
売上債権の増減額(△は増加)	△14,442
棚卸資産の増減額(△は増加)	△4,479
仕入債務の増減額(△は減少)	16,331
その他	△13,047
小計	201,976
利息及び配当金の受取額	30
利息の支払額	△8,284
補助金の受取額	300
法人税等の支払額	△22,685
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,336
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額	30,110
有形固定資産の取得による支出	△115,936
有形固定資産の売却による収入	2,249
無形固定資産の取得による支出	△1,583
貸付金の回収による収入	597
その他	△2,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86,637
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△15,000
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	△82,594
リース債務の返済による支出	△14,344
配当金の支払額	△6,678
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,616
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	16,082
現金及び現金同等物の期首残高	544,719
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 560,801

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社中部環境

株式会社 Wizeley International Japan

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

大井川環境協同組合

持分法を適用しない理由

大井川環境協同組合は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、連結中間決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚卸資産

商品、原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担金を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 廃棄物処分事業

当事業においては、産業廃棄物及び一般廃棄物を処分する義務を負っております。当事業における収益を認識する時点は、当社グループまたは処分業者の処理施設等において廃棄物の処分が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 収集運搬事業

当事業においては、廃棄物を処理施設または処分場まで運搬する義務を負っております。当事業における収益を認識する時点は、廃棄物排出場所から処理施設または処分場まで運搬し、引き渡し完了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 行政受託事業

当事業においては、主として家庭ごみの収集運搬及び処分の義務を負っております。当事業のうち家庭ごみの収集運搬における収益を認識する時点は、行政により指定されたごみ集積場所から焼却施設に搬入し、引き渡し完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、家庭ごみの処分における収益を認識する時点は、当社グループ車輛により生ごみを回収し、当社グループ処理施設での処分が完了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（6）のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

（7）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、軽油引取税については、従来は、売上高及び売上原価に含めておりましたが、取引価格は第三者のため回収する額を除く(収益認識会計基準第8項及び第47項)となっていることから、売上及び売上原価から同額を控除した金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この変更による売上高、売上原価に与える影響は軽微であり、経常利益、税金等調整前中間純利益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,465,586千円	1,543,914千円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
その他(出資金)	1,000千円	1,000千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
建物及び構築物	313,955千円	428,487千円
土地	713,549	713,549
計	1,027,504	1,142,036

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	153,352千円	156,688千円
長期借入金	1,064,399	1,052,997
計	1,217,751	1,209,685

※4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。前連結会計年度及び当中間連結会計期間における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
当座貸越極度額	140,000千円	140,000千円
借入実行残高	25,000	10,000
差引額	115,000	130,000

※5 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (2022年3月31日)
圧縮記帳	110,417千円	110,417千円
(うち、機械装置及び運搬具)	82,509	82,509
(うち、土地)	27,908	27,908

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)
役員報酬	44,400千円
給与手当	39,330
退職給付費用	7,792
役員退職慰労引当金繰入額	5,400

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)
機械装置及び運搬具	1,663千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自2021年10月1日至2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	371	110,929	—	111,300

(注) 2021年12月30日付で、普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は110,929株増加し、111,300株となっております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月28日 定時株主総会	普通株式	6,678	18,000	2021年9月30日	2021年12月28日

(注) 2021年12月30日付で、普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)
現金及び預金	588,036千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△27,234
現金及び現金同等物	560,801

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主としてエコ電力事業における太陽光発電設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	50,000	50,118	118
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,629,038	1,543,555	△85,482
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	158,275	153,763	△4,512
負債計	1,837,313	1,747,438	△89,878

(*)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(2022年3月31日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	50,000	50,118	118
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,596,444	1,594,560	△1,883
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	143,931	139,847	△4,083
負債計	1,790,375	1,784,525	△5,848

(※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2022年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	50,118	—	50,118
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	1,594,560	—	1,594,560
リース債務 （1年内返済予定を含む）	—	139,847	—	139,847
負債計	—	1,784,525	—	1,784,525

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）、及びリース債務（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	7,872千円	27,342千円
有形固定資産の取得による増加額	19,270	—
時の経過による調整額	199	61
期末残高	27,342	27,404

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	環境コーディネート事業	その他	合計
廃棄物収集運搬・処分	725,918	－	725,918
リサイクル	49,305	－	49,305
行政受託	123,676	－	123,676
その他	－	92,745	92,745
顧客との契約から生じる収益	898,899	92,745	991,645
その他の収益（注）	－	9,862	9,862
外部顧客への売上高	898,899	102,607	1,001,507

(注) その他の収益は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	259,181
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	273,623

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、環境コーディネート事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	環境コーディネート事業	揮発油販売事業	ロール事業	輸出事業	エコ電力事業	不動産事業	合計
外部顧客への売上高	898,899	28,530	45,583	11,549	7,081	9,862	1,001,507

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

当社グループは、環境コーディネート事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産 (円)	5,366.27	5,934.37

(注) 1. 2021 年 12 月 30 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
1株当たり中間純利益 (円)	627.37
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	69,827
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	69,827
普通株式の期中平均株式数 (株)	111,300

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2021 年 12 月 30 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年6月27日

環境のミカタ株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 信一



指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

木村 勝治



中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている環境のミカタ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、環境のミカタ株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不

正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上